

鈴木絢女 著

『〈民主政治〉の自由と秩序 ——マレーシア政治体制論の再構築』

京都大学学術出版会 2010年 vi + 298ページ

山本 博之

マレーシア研究にはどのような意義があるのか。マレーシアは、外部世界からさまざまな人や思想がもたらされ、歴史的に多宗教・多言語の民族混成社会が形成された。多様な背景を持つ人々が互いに殴り合いや奪い合いをしない程度に統合し、安定と発展を確保するため、マレーシアはときに国際的な常識に反してでも独自の解決方法を採用してきた。決して一筋縄ではいかない複雑さや多様さを持つ課題に一つ一つ取り組み、具体的な解決を試みてきた。変わり種が好きだからではなく、マレーシアの知恵と経験に倣うことで世界が住みやすくなると考えるからこそマレーシア研究を行う意義がある。

このような自覚なしにマレーシアを研究対象にすると、国際的な常識に照らしてマレーシアをはかり、マレー人、華人、インド人の3つの民族があることをもって民族革命が未完であると嘆いたり、民族性を単に統計処理上の指標の一つとして扱ったり、「準権威主義」「疑似民主主義」などの類型化でマレーシアを語ったりすることになる。マレーシア研究の成果を他地域の事例と比較可能な形で表現する必要があることはいうまでもないが、他地域から借用した概念を安易に適用することでマレーシア社会が持つ魅力が損なわれてしまつては本末転倒である。

本書は、以上の問題意識を強く持ち、比較政治学の事例研究として他地域の研究者からも参照される記述を心がけながらも、マレーシア社会の特質を損なうことなく描こうとした意欲作である。著者はきわめて禁欲的であり、本書の枠組を得た過程を全く記していない。しかし、1年半のマレーシア滞在で、下宿先の大家さんとの交渉、日常的な買い物、調査の際の役所などでの手続き、恋人や友だちとの付き合いなどを通じて、マレーシア式の人間関係のあり方が日本で馴染んでいるものと一味違うことに気づいたのではないだろうか。一例を挙げれば、マレーシアでは、仲間内の付き合いでも決まりが重要で、決まりはいつでも何度でも変更できるが、そのためには適切

な手続きが必要であり、適切な手続きで変えないかぎり、一度決めた決まりにはその場の人々がみな縛られる。多様な背景を持つ人々が集まるマレーシアでは決まりに関するこの考え方が広く受け入れられており、日常生活でも実践されている。

本書が「協議・相互主義的制度」と呼んでいるのは、決まりに関するこの考え方を政治学的に表現したものにはかならない。それはマレーシア社会のリアリティをじつにうまく捉えている。これまでマレーシア研究者は、このマレーシア社会の特徴を肌で捉えてはいても、学術研究に明確に位置づける方法を持たなかった。このことを学術的に論証し、位置づけたことに本書の意義がある。

本書の意義を別の角度からいうならば、多民族社会であるマレーシアの分析にあたって、既存研究の多くに見られるように特定の勢力を「悪者」にして批判するのではなく、社会のそれぞれの部分の合意の総体としてマレーシア政治を描いている点にある。従来のマレーシア研究の多くは、マレー人側に立つか華人側に立つかの違いはあるにしろ、どちらか一方の民族に肩入れした立場を取るか、あるいはマハティール元首相に代表される政治指導者が自分の権益を守るために非主流派や少数派を抑圧しているという立場を取ってきた。それに対して本書は、マレーシアで実施されている政治的自由に対する制限は、決して特定の民族・宗教集団が別の民族・宗教集団に対して押しつけているものでも、一部の政治指導者が国民の権利を制限しようとしているものでもなく、国民の代表がそれぞれの利益を守るために行った「箍のはめ合い」の結果として得られたものであると論じている。

本書のこの立場は、マレーシア研究にとどまらず、今日の世界において一層重要度を増すように思われる。帝国主義や冷戦の時代が幕を閉じ、誰もが支持する価値観の存在を前提にできない今日では、対立を強調することが課題の解決をもたらすとは限らないためだ。

本書の内容を簡単に紹介する。序章では、立場が異なる主体が自身の権利や権限を保障・実現するために互いに取引し、「合意」を形成する結果として政治制度が形成され、それによって政府を含めた各主体が拘束されるという「協議・相互主義的制度」という考え方を提示する。続く第1章では、マレーシア政治に関する既存研究を「準権威主義体制論」「開発独裁論」「民族間権力不均衡論」の3つに分類して検討する。いずれも支配集団とそれに抑圧される被支配集団の対立という枠組でマレーシア政治を捉え、マレーシアの政治体制を自由民主主義の「欠如態」と解釈するものであり、それに対して本書の方法が示される。

第2章では、独立期以降のマレーシア政治史が整理される。独立期から1960年代は、民族問題と共産主義勢力への対応が課題であり、憲法をはじめとする制度づくりが行われた。1970年代には、1969年の暴動への対応として民族問題に関する政治的自由が制限され、民族間格差の是正を目標の一つとする経済政策における政府の役割が拡大した。1980年代には、経済開発と行政への権限集中が政治の焦点となる中で、NGO、報道、司法の役割が議論された。そして1990年代には、「民主化」を掲げる運動が登場する一方で、協議的政治過程が慣行化した。

第3章から第7章までは、第2章の整理に応じて個別事例が検討される。第3章では民族的属性に由来する権利をめぐる取引きとしての1971年憲法（修正）法が、第4章では新興主体であるNGOを制御・包摂する1981年、1983年結社法（修正）法が、第5章では開発の時代の情報公開に関する1986年国家機密法（修正）法が、第6章では自由主義制度と競争的政治過程の抑制に関する1987年印刷機・出版物法（修正）法および1988年憲法（修正）法が、そして第7章では長期経済計画の協議的な決め方の制度化に関する1989年の国家経済諮問評議会の成立が扱われる。

終章では、本書の結論がまとめられた上で、協議・相互主義的制度的マレーシア以外への適用可能性が検討されるとともに、与党連合が歴史的後退を喫した2008年の総選挙以降のマレーシア政治の展望が示されている。

本書の方法は、国会内外での各政党や社会団体による主張の分析が中心である。そのため、政党や政治家の主張とその支持者の主張を同一視してよいのか、あるいは国会での議論と別に裏で何らかの政治的取引きがなされているのではないかといった批判や疑問があり得るだろう。評者は、マレーシア社会は公の場での言動を本音とみなすという社会的合意があるために本書の議論は有効だろうと考えるが、著者はこの社会的合意の存在を学術研究としてどう示すかという別の課題を抱えることになるかもしれない⁽¹⁾。

冒頭でも書いたように、本書が提唱する枠組は、マレーシアに接する人たちが日々の生活の中で感じていながらも、既存のマレーシア研究が正面から取り上げてこなかった問題を扱っている。ただし、マレーシア研究者がこれまでこの問題に関心を持ってこなかったわけではない。西尾寛治氏を中心に日本マレーシア学会（JAMS）や日本マレー世界研究会（JA'AM）等で進められている「公正／正義」に関する共同研究がある⁽²⁾。マレー・インドネシア語で「公正／正義」を意味する「アディル」がアラビア語起源の単語であることが示しているように、かつてこの地域（マレー・イン

ドネシア語圏)に公正・正義概念は中東イスラム世界からもたらされ、18世紀から19世紀にかけての時期に王権を相対化するのに用いられた。他方、この地域の独立後の国民国家における公正・正義概念は西洋社会の公正・正義概念と重なる部分が多い。この共同研究では、本書が協議・相互主義的制度と呼ぶものが独立後のマレーシア政治に見られることは受け入れた上で、それを成り立たせる政治文化がいつごろどのようにしてこの地域にもたらされたのか、そして同じマレー・インドネシア語圏に属するマレーシアとインドネシアとでは今日見られる公正・正義概念が互いに異なっているが、その違いはいつごろどのようにして形成されたのかなどが検討されている。マレーシアの政治研究に限定しなければ、本書と共通の関心を持った研究は他にも見つかるだろう。これらの研究は、研究対象と方法を厳密に限定し、その範囲内での実証を目的とする本書とは研究の対象や方法がやや異なっているが、本書と接合することによってマレーシア・インドネシア研究が一層発展することが期待される。

注

- (1) 本書の記述で気になった箇所を挙げておく。マラヤの連邦議会選挙が1954年8月とされているが (p.43), 連邦議会選挙は1955年7月。1986年に UMNO がサバに進出したため PBS と UMNO の関係が悪化したとあるが (p.186), UMNO のサバ進出は1991年。1990年7月の時点で PBS を野党としているが (p.227), PBS が野党になったのは同年10月。ほかに検討を要する表現として、「マレーシア連邦」(p.88, 正式国名は「マレーシア」), 「マレー連合州」(p.42, 『新版東南アジアを知る事典』では「連合マレー諸州」), 「イスラム原理主義」(p.129, 「原理主義」自体に「急進派」のような意味はない。マレーシアのムスリムは教えに忠実な原理主義者を自任している), 「現地法廷」(p.238, 「native court」とは先住民を対象とする「先住民法廷」のこと) などがある。これらはいずれも本書の議論の有効性を損なうものではない。
- (2) 西尾寛治・山本博之編, 2009, 『マレー世界における公正／正義概念の展開』京都大学地域研究統合情報センター。

(連絡先: 〒606-8501 京都市左京区吉田下阿達町46 京都大学地域研究統合情報センター
yama@cias.kyoto-u.ac.jp)